

答申第 8 号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類にかかる部分開示決定処分に対する異議申立て

2 非開示情報

ケース記録等生活保護関係書類のうち、金融機関の名称等、支店の責任者印、金融機関担当者名、担当者印、預貯金の区別、申立人の資産の確認照会をされた第三者の電話番号等、申立人以外の生活保護申請者の氏名等

2 審議会の判断

(1) 金融機関の名称等、支店の責任者印、金融機関担当者名、担当者印

ア 実施機関によれば、神戸市においても、人口に占める生活保護の被保護者数の割合は、平成 8 年度 1.47% から平成 17 年度 2.69% に増加している。

イ 一方、29 条調査は、申請者の資産状況を把握するため、金融機関等へ依頼するものであるが、法的には任意の協力により行われている。本件でも非開示を前提に回答されており、申請者に対しても調査先の具体的な金融機関名等は明らかにされていない。

ウ 生活保護の決定については、法上、限られた期間内(申請から 14 日以内)に遅滞なく行うことが義務づけられており、申請者の生活実態や居住実態等に応じて金融機関を選択して実施している。平成 17 年度において、生活保護の総申請数 4063 件のうち、実施機関が行った 29 条調査により、申請者から申告された資産以外の資産の存在が判明し、生活保護申請が却下とされた件数は 148 件、総申請中の却下の割合は 3.6% であり、判明した資産の総額は 2 億 3 千万円にのぼる。

エ このようなもとで、本件において調査先の金融機関名等が開示されれば、調査方法が明らかになり、将来本件と同一または類似の事例において 29 条調査を適正かつ効果的に行うことが困難となり、遅滞なく厳正かつ公正な生活保護決定を行うことができなくなると考えられる。

オ 以上から、金融機関の名称等、支店の責任者印は、条例第 16 条第 4 号に該当する。

また、金融機関担当者名、担当者印は、金融機関の名称等、支店の責任者印と一体をなす情報と考えられるので、同様に第 16 条第 4 号に該当するものと認められ、金融機関担当者名、担当者印を非開示とした決定は妥当である。

(2) 預貯金の区別

預金と貯金の種別を開示すれば、銀行、貯金事務センターのいずれに調査依頼しているかが明らかになる。金融機関の名称等、支店の責任者印は非開示が妥当と判断したように、預貯金の区別も条例第 16 条第 4 号に該当する。

(3) 申立人の資産の確認照会をされた第三者の電話番号等、申立人以外の生活保護申請者の氏名等

申立人の資産の確認照会をされた第三者の電話番号等、申立人以外の生活保護申請者の氏名等は、申立人以外の第三者に関する情報であって、通常他人に知られたくない情報であり、開示されれば第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められたため、条例第 16 条第 3 号に該当し、非開示とした決定は妥当である。

(4) ケース記録等生活保護関係書類についての部分開示決定処分は、妥当である。